

平成26年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成26年6月23日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第32号 美唄市非常勤消防団員にかかると退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第33号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務・文教）
3 議案第34号 美唄市役所出張所設置条例廃止の件（産業・厚生）
4 議案第35号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
5 議案第36号 美唄市税条例の一部改正の件（産業・厚生）
6 議案第37号 契約締結の件（産業・厚生）
7 議案第38号 損害賠償の額決定の件（産業・厚生）
8 議案第39号 美唄市字の名称及び区域変更の件（産業・厚生）
9 議案第40号 平成26年度美唄市一般会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
第3 議案第41号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第4 美唄市農業委員会委員推薦の件
第5 意見書案第7号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充」を求める意見書

- 第6 意見書案第8号 取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書
第7 意見書案第9号 規制改革会議「農業改革に関する意見」の取扱いに関する意見書
第8 意見書案第10号 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書
第9 意見書案第11号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書
第10 意見書案第12号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書
第11 意見書案第13号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
第12 意見書案第14号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書
第13 意見書案第15号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎出席議員（13名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎欠席議員（１名）

２番 長谷川 吉春 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
監査事務局長	濱 砂 邦 昭 君

◎欠席説明員

総 務 部 長 市 川 厚 記 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君

次 長 三 上 忠 君

午前１０時００分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第１、会議録署名議員を指名いたします。

３番 谷村知重議員

４番 丸山文靖議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第２、委員長報告に入ります。

順序１、議案第32号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件ないし順序９、議案第40号平成26年度美唄市一般会計補正予算（第１号）の以上９件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第32号及び議案第33号の以上２件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第32号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件及び議案第33号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上２件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、６月19日委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第32号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の改正に伴う退職報償金支払額について、一律5万円の引上げということであるが、札幌市など政令指定都市での取り扱いについて、との質疑に対し、退職報償金の支払額については、全国一律に5万円の引き上げということで示されたものであり、政令指定都市においても同額になる。との答弁。

次に、非常勤消防団員の退職は、その年により変動があると思うが、退職報償金の支払いに伴う原資はどういう仕組みになっているのか、との質疑に対し、退職報償金については、消防団員等公務災害補償等共済基金と契約を結んでおり、年間、団員一人当たりの掛金が19,200円、合計5,472,000円を基金に納めている。との答弁。

次に、消防団員の年報酬の平均は、全国平均からすると高いとのことであるが、出動報酬は、交付税措置されている7,000円に対し、市の場合は3,600円と約半分となっているが、年報酬と出動報酬に対する、今後の考え方について、との質疑に対し、交付税措置における報酬は、10万人規模の自治体を中心として算定されており、消防団に入る報酬は、概算で約1,200万円、これに対し、実際の支出は約1,900万円となっているものの、年報酬及び出動報酬等については、今後、近隣市町村の状況を見ながら、改正等も考えていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第33号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、祭礼、縁日、花火大会、展示会など、美唄での催しについては、具体的にどんなものがこの火災予防条例の改正に当てはま

るのか、また、消火器を準備し、届け出をするのは主催者なのか、それとも個々の出店者なのか、また、市民への周知方法は、との質疑に対し、美唄の催しについては、ハモビバ、かぶら祭り、春・秋の例大祭など屋内・屋外を問わず、不特定多数の者が集まる催しを対象となるが、親戚や町内会等の焼肉など、不特定多数ではなく個人のつながりがあるようなものについては対象外になる。

また、消火器を準備して、消防長に届け出をする者については、原則、火器対象設備を使用する者として、個人もしくは主催者が提出することになる。周知方法については、消防署ホームページ、メロディーで概要を掲載するほか、催しを主催されると考えられるところには、消防から出向き説明をする。との答弁。

次に、この改正によって、準備することを義務付けられた消火器は、「住宅用消火器以外のもの」となっているが、具体的にどのような消火器なのか、との質疑に対し、平成25年3月に消火器の規格が変わり、「住宅用消火器」と「住宅用消火器 以外の消火器」が明記されたが、この「住宅用以外の消火器」とは、一般の事業所等に設置しているもので、ボンベに圧力がかかっている「蓄圧式」、あるいは、圧力ボンベが消火器の中に入っており、圧力が一気にかかるような形の「加圧式」の消火器で、薬剤を詰め替えることができる消火器になる。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第32号及び議案第33号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 34 号ないし議案第 39 号の以上 6 件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教君（登壇） ただいま議題となりました議案第 34 号美唄市役所出張所設置条例廃止の件、議案第 35 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第 36 号美唄市税条例の一部改正の件、議案第 37 号契約締結の件、議案第 38 号損害賠償の額決定の件、及び議案第 39 号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上 6 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 19 日委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 34 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

東美唄出張所の閉鎖にあたり、住民理解を得るに至った経緯、また、住民の方々の不安に対し、どのように対応し解消するのか、という質疑に対し、まず、我路町内会の会長に東美唄出張所の事務の取扱状況などについて説明し、町内会長から町内の方へ話をしてもらうという形で進め、その後、住民懇談会、住民説明会を行い、最終的に本年 2 月に市長出席の上、住民説明会を行った。また、住民の不安としては、郵便局が無くなる、我路生活館も廃止のため避難所が無くなる、などがありました。美唄郵便局との協議や、2 度の政策会議を経て、出張所の役割であった部分については電話連絡により、市または郵便局が出向いて対応する、避難所については寺

社協会との協定を考えている、ということで了承を得ている。との答弁がありました。

次に、議案第 35 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

戸籍が電算化され「戸籍謄本」から「全部事項証明」になった場合、死亡や婚姻などによる消除事項についてはどうなるのか、との質疑に対し、電算化開始の本年 8 月 2 日までに、今の戸籍で消除されたものについては「全部事項証明」には載らず、それ以降の事項については、すべて項目ごとに載っていくことになる。との答弁がありました。

次に、議案第 36 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

軽自動車税の現行税率と改正案の税率では、車種区分ごとに大きな開きがあるが、この税率は美唄独自で定めているものなのか、との質疑に対し、軽自動車税の税率については、国が自動車関連税全体の中で調整し標準税率を設定しており、今回の改正では基本的に現行の 1.5 倍または 1.25 倍という設定がされている。との答弁。

次に、軽自動車税にも重課税率が設定されるが、美唄市が徴収した部分について、限定的な使われ方を想定しているのか、との質疑に対し、重課税部分の使い方について決定しているものはない。との答弁がありました。

次に、議案第 37 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

新聞報道で、今回の業者選定にあたっての事前通報が報道されたが、美唄市として、事前通報や談合情報の提供があった場合の基準は設けているのか、との質疑に対し、契約管財課において、対応マニュアルが用意されて

おり、内容としては、入札に付そうとする工事、または入札に付した工事等について、入札談合に関する情報を得た場合には、可能な限り、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに美唄市建設工事等請負業者審査会の事務局に通報することとなっている。との答弁。

次に、業者選定の評価にあたって、製品のサンプルを求め、確認したうえで判断することを伝えてきた経緯があるが、実際にサンプルの提示があったのか、また、そのサンプルを確認することは可能なのか、との質疑に対し、入札に参加した3社より、製品サンプルとその成分について提示してもらい確認しているが、サンプルについてはプレゼン後、業者が持ち帰ったため、この場で確認することは出来ない。との答弁。

次に、地域貢献という部分も評価項目にあったと記憶しているが、具体的な内容について、との質疑に対し、地域貢献については、3社とも地元業者を参入させることとしており、今回落札した新栄クリエイトについては、土木建築、機械設備、電気、資材調達等でそれぞれ4社記載があり、おおむね2億5,400万、全体の62%程度、地元業者を参入させるという提示があった。との答弁がありました。

次に、議案第38号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

美唄市に過失があり、損害賠償となったと考えるが、過失割合の判定はどうだったのか、との質疑に対し、市の軽トラックがスリップし中央部分を逸脱したことによる事故のため、全面的にはみ出た軽トラックの責任となり10対0の過失割合となった。との答弁。

これだけ大きな破損事故であるのに、人身に関する記載が全く無い。実態はどうか、との質疑に対し、運転していた本人が、ろっ骨を骨折し、1カ月ほど自宅療養しているが、運転者本人ということで自損事故という扱いになった。との答弁がありました。

次に、議案第39号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

この字の名称変更は、道営基盤整備事業の換地処分に伴う地域のみの変更なのか、との質疑に対し、道営基盤整備事業の地域だけの変更をしてしまうと、著しく統一性を欠くことになることから、基盤整備事業以外の土地も道路等で一画を画している場合は、その土地も字名の変更になる。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第34号ないし議案第39号の以上6件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第40号について、高田予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長高田正則君(登壇) ただいま議題となりました議案第40号平成26年度美唄市一般会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月20日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第40号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域防災事業にかかる自主防災組

織 2 団体に対する防災資機材の貸与について、貸与する防災資機材の品目の内訳と、防災資機材の購入にあたっては市内業者からの購入となるか、との質疑に対し、貸与する防災資機材の品目については、四つ折り担架、災害用アルミ軽量車イス、救助用ロープなどの基本 16 品目のほか、今回の 2 団体については、ハロゲンライト、発電機、ポータブル石油ストーブ等を拡充し、貸与品としている。

また、防災資機材の購入にあたっては、市内業者による指名競争入札を考えている。との答弁。

次に、コンシェルジュガイド等養成事業について、「コンシェルジュ」とは資格なのか、その定義について、また、緊急雇用対策事業については、結果として民間企業の経営戦略や経営の安定、人材充実につながっていくという視点から、庁内や団体等に募集の周知をしているのか、との質疑に対し、「コンシェルジュ」という言葉は、フランス語でアパートの管理人、ホテルの接客係等の意味であり、一般的にはホテルの職域の 1 つで、豊富な知識に基づき万承るほか、それぞれに合った提案をするようなサービスをする方、また、その職域ということで称していて、特にコンシェルジュという資格ではない。

緊急雇用事業の周知については、庁内や商工会議所などに周知をしているが、他市ではこの制度について、ホームページに常時掲載していることから、今後、本市においても、他市の事例を参考に、この制度の周知を徹底していきたいと考えている。との答弁。

次に、外国人観光客等受入対応スタッフ養成事業について、スタッフ養成先であるピパ

の湯ゆ〜りん館におけるこれまでの外国人の受け入れ実績、また、美唄市を観光ルートに組み入れるなど、戦略的な外国人受け入れの考え方について、との質疑に対し、ピパの湯ゆ〜りん館におけるこれまでの外国人の受け入れ実績は、平成 24 年、平成 25 年とも 40 人前後となっている。また、美唄市の戦略的な観光ルートへの組み入れについては、台湾をはじめ東アジアの観光客が増加傾向にあることから、美唄市をはじめ空知全体で外国人受け入れを戦略的に強化し、サイクリングや冬のスキーなどアクティビティを目的とした体験型の観光客の誘致を進めていく考えである。との答弁。

次に、経営所得安定対策事業にかかる対象事業費の購入機器と人件費の内訳について、また、美唄市農協地域農業再生協議会の他に、手を挙げる団体等がなかったのか、との質疑に対し、購入機器等については、現地で測量を行う G P S 端末機及び、その運用に必要なソフトが 1 台で 90 万円、現地の測量、あるいはその後のデータ等の入力、整理の作業で、臨時職員 2 人、2 カ月の採用で 41 万 8,000 円、合計 131 万 8,000 円となっている。また、今回事業申請したのは、美唄市農協地域農業再生協議会だけであり、ほかの団体は、現地確認作業の時に実測作業を別途行うことから、この事業を活用していない。との答弁。

次に、交流拠点施設整備事業における送迎バスの購入について、中古の中型バスから新車のマイクロバスに変更した経緯と、購入業者は市内業者なのか、市外業者なのか、また、交流拠点施設に設置している中央監視装置の部品交換箇所はどこか、との質疑に対し、台

湾など東アジアからの急激な訪日客の増加により、中古のバス自体が不足し、40人乗りの中型バスがなかなか見つからないことに加え、ゆ〜りん館自体が大型バスを購入したことや、中古と新車のマイクロバスの購入価格の差が少ないこと、また、将来的な維持管理費を総合的に考え、新車のマイクロバスを購入するものである。

また、入札の考え方については、市内経済の活性化に配慮し、登録されている市内業者をもって実施する考えである。

中央監視装置については、画面、その他部品、すべてを更新する予定となっている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより、議案第32号及び議案第33号の以上2件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第32号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一**

部改正の件及び議案第33号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第34号ないし議案第39号の以上6件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第34号美唄市役所出張所設置条例廃止の件ないし議案第39号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上6件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号平成26年度美唄市一般会計補正予算（第1号）**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第41号固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第41号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、小島光穂委員が9月1日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、新たに吉村俊子氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議お願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第41号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第41号固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、美唄市農業委員会委員推薦の件を議題といたします。

本件は、本市農業委員会委員が、7月19日に任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する選任委員について、議会から推薦するものです。

お諮りいたします。

推薦する委員の数は1人とし、推薦方法は地方自治法第118条第2項に規定の指名推薦によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することに致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美唄市農業委員会委員に谷村知重議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長から指名いたしました谷村知重議員を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、谷村知重議員を美唄市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、意見書案第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書ないし日程の第13、意見書案第15号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求め

ます。

まず、意見書案第7号及び意見書案第8号の以上2件について、7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇）　ただいま議題となりました、意見書案第7号及び意見書案第8号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充」を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も

身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月23日

北海道美唄市議会

取調べの全面可視化（取調べ全過程の

録音録画)を求める意見書

取調べの全面可視化の主たる目的は、密室での取調べに伴い発生する冤罪を防止することにあります。

これを行なうことで、捜査官の暴行、脅迫、利権誘導等による自白強要や虚偽自白により引き起こされている冤罪による悲劇を防止し、被疑者及び被告人の人権を守ろうとするものです。

冤罪は、無実の者が有罪にされるだけでなく、結果として真犯人を取り逃がすことにつながる許すことのできない犯罪です。この間の足利事件、布川事件、東電OL殺人事件などの冤罪事件が示しているように、無罪になるまでに長い時間がかかり、その人の人生の大切な時間を奪い、「罪人」として暮らさなければならない悲劇を生み出すことになります。

このような悲劇を繰り返さないために、取調べの全面可視化は、不可欠のものです。取調べを全て録音録画することで取調べの状況が検証可能となり、裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ、正確になし得るようになるからです。

2009年(平成21年)5月には、裁判員制度が開始されました。この制度は国民の常識と日常感覚を司法に取り入れることで司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指しています。取調べの全面可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員となる国民が判断に窮することが少なくなります。

全面可視化に対し、捜査機関などからは、取調べの一部を可視化することにとどめるべ

きとの意見が出ています。しかし、「自白」部分など一部の可視化では取調べの状況が全面的には検証できず、冤罪の防止に至らない危険性が残ります。

よって、国におかれては、録音録画による刑事事件の取調べの全面可視化を速やかに実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月23日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第9号ないし意見書案第11号の以上3件について、9番、金子義彦議員。

●11番金子義彦議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第9号ないし意見書案第11号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

規制改革会議「農業改革に関する意見」
の取扱いに関する意見書

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、課題克服のため競争力ある農業、魅力ある農業を実現するため農業者、農業団体や全国市町村等々も地域の新しい農業を切り開くべく努力を重ねている中、平成26年5月

22 日に政府の規制改革会議は、「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後与党との協議を踏まえ 6 月中旬に最終的に取りまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映される予定となっています。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに農業協同組合制度の見直しについては、美唄市の基幹産業である農業は基より、生産者・地域住民、更には国民生活にも重大な支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域活力創造プラン」改訂への反映にあたり、下記のとおり強く要望します。

記

1. 「農林水産業・地域活力創造プラン」改訂にあつては、真に農業者の所得向上・地域経済、生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点からも改訂にあたつては、規制改革会議の意見書について慎重に取扱うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な
対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車 NOx・PM 法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒

素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成 25 年 1 月以降、中国において深刻な PM2.5 による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっております。

北海道においては、7 市で 13 ヶ所の測定局があり、本年 3 月 27 日、PM2.5 が高濃度になるおそれがあったため、PM2.5 による大気汚染への対応に対する国の暫定指針に基づき、室蘭市において道内で初めて注意喚起が行われております。この時期には、他の測定局においても、PM2.5 の濃度が上昇しており、美唄市においても、PM2.5 の濃度上昇による市民への影響があると推察されます。

PM2.5 による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

1. PM2.5 の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。

2. 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。

3. PM2.5 による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるととも

に、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施 を求める意見書

シカ、アライグマ等による自然生態系への影響及び農業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

美唄市内では、北海道猟友会美唄支部のメンバーがエゾシカやヒグマ等の捕獲業務に従事していますが、平均年齢は 60 歳を超えている現状です。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設が予定され、一定の条件下での夜間銃猟を可能とする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正が行われようとしています。

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては、

下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望します。

記

1. 都道府県を超えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導して、より効率的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

2. 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣保護等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。

3. 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。

4. 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 12 号ないし意見書案第 14 号の以上 3 件について、13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題

となりました、意見書案第 12 号ないし意見書案第 14 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

今年の春闘の大手企業による回答では、全体の賃上げ率が 15 年ぶりに 2 % 台となりましたが、地域経済、更には景気全体を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然として厳しいばかりか、消費税率 8 % 引き上げに伴う駆け込み需要の反動減もあり、好景気の影響が及ばない地域の救済を図る対応策が必要であります。

国際通貨基金（IMF）は 3 月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠とする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げていますが、実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするには、中小企業の収益力向上につながる事業環境の改善対策がまさに求められているところです。

また、中小企業の 87% を占める小規模事業者は全国で 366 万社あるとされていますが、美唄市の事業者についても、優れた技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでおり、事業の拡大に踏み切れぬ中、その潜在能力を発揮するためのしっかりとした成長を促進するための振興策を速やかに打ち出すことが最も重要であります。

よって、政府におかれては、経済成長を持続的なものとし、成長の原動力である中小企業が、消費税増税や原材料・燃油高などの厳しい環境を乗り越え、好景気を実感するため、下記の対策を講じるよう強く要望します。

記

1. 中小企業の収益性・生産性の向上や、“健全な”賃上げに結びつくよう、経営基盤の強化及び資金繰り安定化の対策を図ること。
2. 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務のもとで、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
3. 非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの促進策をさらに周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

過疎対策の積極的推進を求める意見書

過疎地域は、我が国の国土の半分強を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの多大な貢献をしています。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたところであります。

美唄市をはじめとする過疎市町村において

は、少子・高齢化が急速に進んでいる今日、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しています。

しかし、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めた国民全体の生活向上につながることに深く認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を一日も早く、確立・推進することが重要であります。

よって、政府におかれては、過疎対策を積極的に進めるべく、下記の事項を推進されますよう強く要望します。

記

1. 地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保し、道路・橋梁等の維持補修などに過疎対策事業債を適用する対象事業の拡大を図ること。
2. 医療や雇用の確保、交通や教育環境の整備等を広域的な事業による対応を含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。
3. 過疎地域においても高度情報通信等社会の恩恵を享受できるよう、高度情報通信基盤の整備を図るとともに、過疎地域の活性化や中心都心との交流・都市住民の地域暮らし等の促進を図るため、幹線道路等の道路網の整備を促進すること。
4. 森林の管理、農地の利活用、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等、過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。

5. 集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地等に恵まれ、食糧やエネルギーの供給地としても、我が国を支える重要な役割を担っていますが、現在、世界的規模で食糧やエネルギー問題に関する議論が巻き起こっており、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中、その重要性はますます高まっています。

しかし、近年、美唄市をはじめ、地方においては、過疎化、高齢化のさらなる進行により、地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担う地元建設業者の経営体力が著しく低下し、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状の克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつあります。

そのような中、先に改訂された国の豪雪地帯対策基本計画において、雪処理の担い手確保に向けた除排雪体制の整備、空き家にかかる除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進などが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、以下の事項について速やかに実施されますよう強く

く要望します。

記

1. 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の増額確保を図ること。
2. 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
3. 雪処理の担い手の確保・育成の為、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援を行うとともに、空き家の除排雪等が適切に行われるための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
4. 雪冷熱をエネルギー源とした施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月23日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第15号について、1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第15号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成26年度北海道最低賃金改正等に

関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中で、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられたものの、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状です。

既に、生活保護費とのかい離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていませんが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度でかい離解消を図るという答申が出されました。物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセイフティネットとして十

分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっています。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 26 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 平成 26 年度の北海道最低賃金の改定に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均 1,000 円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成 26 年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2. 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。

3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 23 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第 7 号ないし意見書案第 15 号の以上 9 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 7 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書** **ないし日程の第 13、意見書案第 15 号平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書** の以上 9 件は原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって平成 26 年第 2 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前 10 時 56 分 閉会

